7企委第8号(仮称)お茶の京都・まちづくりセンター周辺整備計画策定業務委託公募型 プロポーザル実施要領

1 趣旨

井手町まちづくりセンター椿坂は、平成15年、町を代表する景観のひとつである 里山の棚田の一角にオープンした囲炉裏やかまどを備える農家をイメージした和風 建築の施設です。

地域活性に係る様々な活動に取り組んでいるまちづくり団体の活動拠点・住民相互の交流の場として建てられましたが、のどかな風景・雰囲気に加え、周辺地域には史跡なども多く、また、木津川右岸の山裾を南北に続く散策道「山背古道」に面していることもあってハイキングやサイクリングに訪れる人も年々増加しています。

今回、町では、京都府南部で進められる「お茶の京都」プロジェクトとタイアップして、京都を代表するブランド「宇治茶」に関する情報発信の強化と、井手町での滞在時間の延長やさらなる観光客誘致、交流人口・定住人口の拡大を目的に、井手町まちづくりセンター椿坂周辺地域の魅力といえる里山と棚田の景観を生かし、訪れる人たちが「のんびりと、くつろげる」エリアとして整備するための計画を、まちづくり団体等によるワークショップ等での意見を反映させながら策定します。

委託業者の選定に当たっては、公募により本要領に記載する書類の提出等を求め、本業 務に最適な事業者を公募型プロポーザルで選定します。

2 業務概要

| 名 | 称 | 7企委第8号(仮称)お茶の京都・まちづくりセンター周辺整備計画策定業務 | | |
|---|---|--------------------------------------|--|--|
| 内 | 容 | 別添「7企委第8号(仮称)お茶の京都・まちづくりセンター周辺整備計画策定 | | |
| | | 業務委託仕様書」のとおり | | |
| 期 | 間 | 契約締結日から平成28年 3月25 日まで | | |
| 場 | 所 | 井手町まちづくりセンター椿坂周辺 | | |

3 スケジュール (予定)

| 実施要領の配布 | 平成27年11月18日(水)~平成27年11月27日(金) |
|----------|-------------------------------------|
| 質疑書提出 | 平成27年11月24日(火)~平成27年11月25日(水)正午まで |
| 参加申込書の受付 | 平成27年11月26日(木)~平成27年11月27日(金)午後5時まで |
| 企画提案書の受付 | 平成27年11月30日(月)~平成27年12月 7日(月)午後5時まで |
| 選考審査会 | 平成27年12月上旬 |
| 審査結果通知 | 平成27年12月中旬 |
| 契約締結 | 平成27年12月中旬 |

4 参加資格

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項各号のいずれかに該当する行為をした者でないこと。
- (2) 参加申込書が事務局に到着する日までに井手町の入札参加資格を有していること。
- (3) 井手町工事等契約に係る指名停止等の措置要綱(平成20年井手町告示第33号)による指名停止期間中でないこと。
- (4)会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされてないこと。
- (5) 井手町税を滞納していないこと。ただし、井手町内に事業所を設置していない参加者 又は課税対象資産等を所有していない参加者は、現在の主たる事業所等所在市町村の市町 村税の滞納がないこと。
- (6)参加者及び参加者の取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準じる者の地位にある者が、井手町暴力団排除条例(平成25年井手町条例第5号)第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと又はその統制の下にある者でないこと。

5 募集の手順

(1) 実施要領等の配布方法及び期間

| 配布方法 | 井手町のホームページからダウンロードすること。 |
|------|-----------------------------------|
| | http://www.town.ide.kyoto.jp/ |
| 配布期間 | 平成27年11月18日(水)から同年11月27日(金)午後5時まで |

(2)参加申込

| 受付期間 | 平成27年11月26日(木)から同年11月27日(金)までの午前9時か | | |
|------|-------------------------------------|--|--|
| 及び時間 | ら12時まで及び午後1時から5時まで。 | | |
| | 1 事務局へ持参又は郵送(受付期間及び時間内に必着とし、配達完了が | | |
| | 確認できる書留郵便に限る。)により提出すること。 | | |
| 提出方法 | 2 受付後に、参加申込書等受領書(様式1の2)を交付する。 | | |
| | 3 郵送により提出する場合は、参加申込書等受領書返信用封筒(長形3 | | |
| | 号封筒に82円切手を貼り、返信先宛名を記載したもの)1通を同封する | | |
| | こと。 | | |
| | 次の書類を各1部提出すること。 | | |
| 提出書類 | 1 参加申込書(様式1) | | |
| | 2 参加申込書等受領書(様式1の2) | | |
| | 3 事業者概要(様式2) | | |

| | 4 滞納のない証明 |
|----|-----------------------------------|
| 備考 | 提出後における書類の訂正、差し替え及び資料の追加は、原則認めない。 |

(3)質疑

| 受付期間 | 平成27年11月24日(火)~平成27年11月25日(木)正午まで | |
|------|--------------------------------------|--|
| 提出方法 | 1 質疑書(様式3)を事務局へ電子メールにより送信すること。 | |
| | なお、電話、口頭、ファクシミリ等による質疑は受け付けない。 | |
| | 事務局メールアドレス: kikaku@town. ide. lg. jp | |
| | 2 電子メールの標題に「(仮称)お茶の京都・まちづくりセンター周辺整 | |
| | 備計画策定業務プロポーザル質疑書」の文字列を入力すること。 | |
| | 3 質疑書の提出後、事務局に電話をして受信を確認すること。 | |
| 回答方法 | 1 質疑書への回答は26日に、町のホームページに掲載する。なお、質 | |
| | 疑者の事業所名や氏名等は公表しない。ただし、質疑の内容により回答で | |
| | きない場合がある。 | |
| | 2 質疑に対する個別の回答は行わない。 | |
| | 3 回答に対する問合わせ及び異議申立ては、一切受け付けない。 | |

(4) 企画提案書の提出

| (- / Envert) ven | | | |
|--------------------|-------------------------------------|--|--|
| 受付期間 及び時間 | 平成27年11月30日(月)~平成27年12月 7日(月)までの午前9 | | |
| | 時から12時まで及び午後1時から5時まで。ただし、土、日、祝日を除 | | |
| | < ∘ | | |
| | 1 事務局へ持参又は郵送(受付期間及び時間内に必着とし、配達完了が | | |
| | 確認できる書留郵便に限る。)により提出すること。 | | |
| 提出方法 | 2 受付後に企画提案書等受領書(様式4の2)を交付する。 | | |
| | 3 郵送により提出する場合は、企画提案書等受領書返信用封筒(長形3 | | |
| | 号封筒に82円切手を貼り、返信先宛名を記載したもの)1通を同封する | | |
| | こと。 | | |
| | 企画提案書(様式4)及び企画提案書等受領書(様式4の2)は、各正本 | | |
| | 1部、それ以外は各正本1部及び副本5部を提出すること。なお、3から | | |
| | 4までの書類には通し番号を付し、市販のA4判2穴ファイル等に編冊す | | |
| | ること。その際、編冊した状態で、書類の内容が読めるようにすること。 | | |
| 提出書類 | 1 企画提案書(様式4) | | |
| | 2 企画提案書等受領書(様式4の2) | | |
| | 3 企画提案(様式自由。ただし、A4判縦置きとし、両面の使用も可とす | | |
| | る。) | | |
| | 【必須記載內容】 | | |

| | 別添「7企委第8号(仮称)お茶の京都・まちづくりセンター周辺整備計画 | | | |
|------|------------------------------------|--|--|--|
| | 策定業務委託仕様書」(以下「本仕様書」という。)4記載のすべての項目 | | | |
| | について記載すること。 | | | |
| | 4 参考見積書 (様式自由。ただし、A4判縦置きとすること。) | | | |
| | (1) 経費内訳を詳細に記載(様式自由)すること。 | | | |
| | (2) 見積金額は消費税及び地方消費税の額を含んだ額とし、予算限度額 | | | |
| | (消費税及び地方消費税の額を含む。) を超えた額を記載した場合は無効 | | | |
| | とする。 | | | |
| 注意事項 | 1 審査の公平を期すため、企画提案書(様式4)及び企画提案書等受領 | | | |
| | 書(様式4の2)以外の提出書類には、会社名、ロゴマーク等作成者が特 | | | |
| | 定される表示は一切しないこと。 | | | |
| | 2 審査項目や配点等は、審査項目及び配点一覧表(別紙)を参照するこ | | | |
| | と。 | | | |
| | 3 提案は本仕様書4記載の業務内容に合致する内容とすること。 | | | |
| 備考 | 提出後における書類の訂正、差し替え及び資料の追加は、原則認めない。 | | | |

6 選考方法等

(1) 書類審査

提案書の選考審査は、(仮称)お茶の京都・まちづくりセンター周辺整備計画策定 業務委託プロポーザル選考委員会において行い、審査で最高点を得た参加者を契約 候補者とする。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、FAXにより通知する。なお、選定したものには別途公文書で通知する。

(3) 審査結果に対する問い合わせは、一切受け付けない。

7 契約内容

| 契約期間 | 契約締結日から平成28年3月25日まで |
|-------|----------------------------------|
| 予算限度額 | 3,000,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。) |
| 契約方法 | 契約候補者と随意契約を締結する。(地方自治法施行令第167条の2 |
| | 第1項第2号) |
| 支払方法 | 本業務委託料は、完了検査終了後に支払うものとする。 |

8 その他

- (1) 本プロポーザルに係る一切の経費は、参加者の負担とする。
- (2) 企画提案は、1参加者につき1提案とする。
- (3) 提出書類等は返却しない。

- (4)提出書類の著作権は参加者に帰属するが、井手町がプロポーザルに関する報告又は公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類を無償で利用・複製をすることができるものとする。
- (5)提出書類は、井手町情報公開条例(平成14年井手町条例第19号)に基づく情報公開請求の対象となり、非公開とすべき部分を除き公開されることがある。
- (6) 井手町は、提出された参加申込書等を本プロポーザルによる委託業者選定 以外の目的に使用しない。
- (7) 採用した提案は、井手町により内容の変更を加えることがある。
- (8) 企画提案書の提出後に辞退する際には、辞退届(様式は任意)を提出するものとする。
- (9)提案業者が1者のみであっても、参加資格を有する業者であればプロポーザルを実施する。
- (10)本要領に規定されていない事項が発生したときは、選定委員会と事務局が協議して 対応する。
- (11)参加者は、本要領に定める諸条件に同意した上で、プロポーザルへの参加を申し込むこととする。

9 事務局

7 6 1 0 - 0 3 0 2

京都府綴喜郡井手町大字井手小字南玉水67 井手町役場2階

企画財政課 担当:加藤、藤林

電話番号 0774-82-6162

(別紙)

審査項目及び配点一覧表

| 評価項目 | 評価内容 | 配点 |
|------|------|----|
|------|------|----|

【企業評価】

| 企業の評価 | 京都府内に主たる営業所又は支社、支店等を有しているか。 | 1 0 |
|-------|-----------------------------|-----|
| 実 績 | 同種又は類似の業務実績は十分か。 | 1 0 |
| 有資格者 | 本業務を行う上で必要な資格を有している者がいるか。 | 1 0 |

【企画提案】

| 企画提案書 | 具体的かつ実現可能な提案であるか。 | 1 0 |
|-------|------------------------------|-----|
| | 集客を図っていくにあたり効果的な提案か。 | 2 0 |
| | 本業務の目的を達成するために効果的な独自の提案があるか。 | 2 0 |
| | 業務のスケジュールは適切か。 | 2 0 |